純度試験

⑴　トリウム227　本品の総放射能220～440kBqに相当する量を採り、同量の塩酸を加える。この液について、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法の放射能の定量により放射能を測定するとき、検定日において、検出されない（検出限界0.1％）。

⑵　アクチニウム227　本品の総放射能16.6MBqに相当する量を採り、同量の８mol／Ｌ硝酸試液を加える。この液を、あらかじめＤＧＡ樹脂カラムを連結したＵＴＥＶＡ樹脂カラムに入れ、４mol／Ｌ硝酸試液５mLを通す。ＵＴＥＶＡ樹脂カラムを取り外した後、４mol／Ｌ硝酸試液５mLでＤＧＡ樹脂カラムを洗い、0.05mol／Ｌ硝酸試液10mLで溶出させ、試料溶液とする。試料溶液について、カラムによる単離から24±１時間後に、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法の放射能の定量により、トリウム227の放射能を測定する。その24±１時間後に、再度トリウム227の放射能を測定する。次の式により、１回目測定時のアクチニウム227の放射能を求めるとき、検定日において、アクチニウム227の放射能はラジウム223の放射能の0.014％以下である。

$$A_2 = A_1 \times e^{-\lambda(Th)\times t} \times \{1 / (e^{-\lambda(Ac)\times t} - e^{-\lambda(Th)\times t})\} \times (100/98.62)$$

λ（Ac）＝（１ｎ２）／$t_{1/2}$（Ac）

λ（Th）＝（１ｎ２）／$t_{1/2}$（Th）

A_1：１回目測定時の試料溶液のトリウム227の放射能（Bq）

A_2：２回目測定時の試料溶液のトリウム227の放射能（Bq）

ｔ：試料溶液の１回目測定から２回目測定までの時間（日）

$t_{1/2}$（Ac）：アクチニウム227の半減期（日）；7951

$t_{1/2}$（Th）：トリウム227の半減期（日）；18.68

98.62：アクチニウム227がトリウム227に壊変する確率（％）

定量法

本品の適当量について、ガンマ線測定法の電離箱による測定法の放射能の定量により放射能を測定する。

○厚生労働省告示第百八号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二条第六項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一中

86	^{222}Rn	0.004

を

86	^{222}Rn	0.004
88	^{223}Ra	0.007

に改める。

○厚生労働省告示第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第二号）、薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）及び放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の規定に基づき、放射性物質の数量等に関する基準（平成十二年厚生省告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一中

^{222}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{8}

1×10^{1} を

^{222}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{8}
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{5}

1×10^{1}
1×10^{2}
に、同表備考中

^{222}Rn	^{218}Po、^{214}Pb、^{214}Bi、^{214}Po

を

^{222}Rn	^{218}Po、^{214}Pb、^{214}Bi、^{214}Po
^{223}Ra	^{219}Rn、^{215}Po、^{211}Pb、^{211}Bi、^{207}Tl

に改める。

別表第二中

^{222}Rn	ラドンの平衡等価濃度（平衡係数が0.4の場合のラドン濃度）	6.5×10^{-6}		3×10^{-3}（8×10^{-3}）

2×10^{-5}（5×10^{-5}）を

^{222}Rn	ラドンの平衡等価濃度（平衡係数が0.4の場合のラドン濃度）	6.5×10^{-6}	
^{223}Ra	すべての化合物	5.7×10^{-3}	1.0×10^{-4}

3×10^{-3}（8×10^{-3}）　2×10^{-5}（5×10^{-5}）　4×10^{-6}　2×10^{-8}　5×10^{-3}

に改める。

○農林水産省厚生労働省告示第二号

独立行政法人農業者年金基金法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法第十条第一項第三号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第七号（独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた同法第十条第一項第三号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省厚生労働省告示第七号の一部を改正する等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　塩崎　恭久

厚生労働大臣　山本　ただし

「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う」を削り、「、都道府県農業会議、全国農業会議所及び農業協同組合中央会」を「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

附　則

１　（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

２　（経過措置）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第十条に規定する存続中央会による改正後の平成十五年九月三十日農林水産省告示第七号（以下「新告示」という。）の規定の適用については、新告示中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」と、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

３　（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社に対する新告示の適用）

新告示中「農林中央金庫」とあるのは、「農林中央金庫、社に対する農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。